

全日本吹奏楽コンクール実施規定

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日 平成18年7月5日
平成20年3月19日 平成24年3月19日 平成25年3月19日 平成25年11月22日 平成26年3月20日
平成27年3月20日 令和元年11月22日 令和3年5月6日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年10月ないし11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・課題曲など必要事項を決定する。

第3条 部門日程及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東海吹奏楽連盟
北陸吹奏楽連盟	関西吹奏楽連盟
中国吹奏楽連盟	四国吹奏楽連盟
九州吹奏楽連盟	

(実施部門・実施方法)

第5条 実施部門は次のとおりとする。なお、①・②・④は前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

① 中学校の部 ② 高等学校の部 ③ 大学の部 ④ 職場・一般の部

(参加規定)

第6条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

① 中学校の部・・・50名以内
② 高等学校の部・・・55名以内
③ 大学の部・・・55名以内
④ 職場・一般の部・・・65名以内

ただし、支部大会の申込人員を超えることはできない。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

第7条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場するこ

とは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学校の部
同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
- ② 高等学校の部
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- ③ 大学の部
同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。
ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
- ④ 職場・一般の部
当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。

第9条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第10条 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。

第11条 編成は次のとおりとする。

- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ② 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。
- ③ 自由曲での歌声については、スキャット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。

第12条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第13条 課題曲と自由曲は支部大会で演奏したものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第15条 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第17条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として9名とする。
2 審査方法は本大会審査内規による。

第18条 表彰は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第19条 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。
2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

(その他)

第20条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 本大会に15回出場した指揮者は、「長年出場指揮者」として表彰することができる。表彰者は、理事会の承認を経て、理事長が決定する。なお、同一大会で複数部門に出場した場合も1回とする。

第22条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第23条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第24条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

全日本吹奏楽コンクール審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成25年3月19日 平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

第1条 この内規は、本大会実施規定第17条・18条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、課題曲と自由曲を総合し、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

第3条 審査員は、各部門及び前半の部・後半の部ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の基準は次のとおりとする。

① 審査員の過半数がA評価・・・金賞

② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞

③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。